

ペレストロイカと家族強化論の動向

森 下 敏 男

一 ソビエト家族論の系譜

①ソビエト家族論展開のシエーマ

一般にソビエト・イデオロギーは、革命直後の「死滅（消滅）論」から、一九三〇年代半ば以降の「強化論」を経て、ペレストロイカ期の「変革論」へと発展していったといえる。革命直後の過渡期には、国家死滅論、法の死滅論、裁判の死滅論、教育の死滅論、経済学の死滅論等、死滅論が華々しく展開された。ブルジョア社会で最盛期を迎える社会諸関係の物象化が、社会主義のもとでは解体すると信じられていたのである。三〇年代半ばに社会主義に到達したとされる時期以降は、「強化」の語の外に、「改善」、「拡大」、「深化」等々の言葉が頻繁に用いられた。これらはいずれも既成の体制を肯定的に前提にしたうえで、さらにその前進を画するという戦略を物語っていた。このような発想はペレストロイカの初期にはなお維持されていたのである。しかし一九八八年以降改革が急進化するにつれて、既成の体制は否定的に評価されるようになり、したがってその「強化」ではなく、その根底的な否定による「変革」路線が登場することになる。

家族論の分野でも、革命から一九二〇年代にかけては家族消滅論が有力であった。しかし三〇年代半ば以降は一転して家族強化論が展開された。家族の分野では、ベレストロイカが始まってからもこのことに基本的変化はなく、今日でも相変わらず「家族の強化」が叫ばれている。しかしその論理にはベレストロイカの前後で変化が窺える。かつての家族強化論は、国家による家族の外からの強化論であったのに対して、今日のそれはその内的な強化論であるということが出来る。以前の強化論は、国家が家族を保護するが同時に統制もするというものであり、家族の「国家化」と呼ぶ者もいる。今日の内的強化論は、企業の独立採算制への移行と共通の性格をもっており、国家の統制を廃止する（それは家族の保護を弱めることになるが）ことよって家族の自立を画り、家族の主体性の強化を目指すものである。しかし必ずしもそれはうまくいっておらず、矛盾を孕んだ過程が進行していることは後に触れるとおりである。

② 家族消滅論

一九二〇年代には家族消滅論が有力に展開された。家族が消滅するその根拠については、当時さまざまな論理が用意されていた。ここではそれを五つの論理に整理して略説しておきたい。まず第一は、私有廃止に伴う家族「死滅」論である。個別家族は私的所有の発生とともに生じたとみなし、家族を私有の細胞形態と捉える。社会主義下の私有廃止に伴って家族も当然死滅することになる。当時は、社会主義下で生産手段のみならず消費手段も私有が廃止されると考えられており、日常の消費生活も共同化されるとみなされていた。第二に女性解放論と結びついた家族「消滅」論である。国家が階級抑圧の道具であるように、家族は男による女の抑圧機関であり、女性解放のためには家事・育児機能の社会化が必要である。そして、家族の機能の社会化は即ち家族の消滅を意味する。

第三に、近代化に伴う家族「解消」論である。近代化に伴って家事機能は社会化されており（公共食堂・クリーニング店・公教育）、また合理化（電気・水道・ガス設備、家事道具の機械化）によって家事負担は縮小している。これは家族の解消の方向性を一応超階級的な歴史の発展傾向と捉えるわけであるが、社会主義社会では、家事の社会化・合理化の恩恵を特権階級だ

けでなく全人民が享受することになり、家族の解消は普遍的現象となる。第四に、エゴイズムの源泉としての家族の「廃止」論。家族は私的利益を代表しており、反社会的なブルジョア精神を涵養する基礎となる。それは一種のアヘンであり、エゴイズムの精神を撒き散らす。このような家族は積極的に解体すべきである。第五に、女性労働力の活用による家族崩壊論である。資本主義社会では、低賃金労働者として女性労働力が活用されており、そのため家庭は返り見られず、子供は放置され、家族は崩壊している。労働義務制のもとで女性も原則として働くことを義務づけられている社会主義のもとではこの現象はいっそう進むが、しかし児童施設の充実等により、家族の崩壊はむしろ新社会への前進を意味することになる。崩壊と新生の弁証法である。

当時のソ連では、革命・内戦による社会の混乱、家族の崩壊、浮浪児の増大といった現象があり、住宅不足から一つの家に多くの家族が雑居するといった状況があった。この余儀なくされた集団生活の苦境のなかで、「一片のパンを分けあって食べる」連帯精神が生まれ、それが共産主義的な生活様式として美化されたのである。他方で私有財産を放棄して意識的に共同生活を追求した「コミューン」が結成され、新しい集団生活のあり方の模索も試みられた。このような状況のもとで家族消滅論が展開されたのであった。

また当時は、自由恋愛論も展開され（これは当時においても少数派の運動であったが）、結婚に拘束されない自由な恋愛が称揚された（コロンタイズム）。極端な場合には「一杯の水理論」（性関係は一杯の水を飲むような簡単なものである）が展開され、青年達は「ベチョールカ」と呼ばれるフリーセックス・パーティーを開いたりしていた。それは、ブルジョア的な個人愛に代る集団愛とみる「性的共産主義論」や、また愛は性的関係を媒介する観念にすぎないという性的「唯物論」によって正当化されていた。

③ 家族の外的強化論

一九三六年のいわゆるスターリン憲法の制定を画期に、ソ連は過渡期から社会主義期へ移行したと説明される。「革命」の時期から「管理」の時期への移行によって、社会主義イデオロギー全般がコペルニクスの転回を遂げるのであるが、それに伴って「死滅」論は「強化」論にとって代られた。以後「家族の強化」という言葉が氾濫することになる。

ところで家族の強化とは何か。「強い家族」というのは理解し難い概念であるが、ソ連では次の二つの意味で理解されている。一つは国家・社会秩序の基礎細胞としての安定した家族という意味である。これは、家族を人間の社会性の獲得の場として捉え、モラル・規律・責任感は家族によって育てられるものとみなす。この観点からは、例えば離婚が少ないことが強い家族のメルクマールとなる。もう一つは出産率の高い家族という意味である。強い国家が高い経済的生産力に支えられるように、強い家族は高い出産率を実現しなければならない。もともとマルクス主義の家族論では、家族は労働力商品の生産（子の出産）・再生産（家庭生活をととした日々の労働力の回復）の場として規定される。資本主義経済は、固有の人口法則をもっており、相対的過剰人口の創出というかたちで労働力を「生産」できるのであるが、人海戦術で生産を拡大してきた社会主義経済は、慢性的に労働力の不足（過剰のなかの不足）に悩まされてきた。さらに軍事的要請もあって、ソ連は一貫して「生めよ殖やせよ」という政策をとってきたのである。

このような意味での強い家族を創るために、ソ連当局がとってきた政策は行政的規制と物質的援助の二つがあった。まず行政的規則である。もともとソ連では、子は国の財産であり、家族は国の委任を受けて子を預かり、養育しているという考え方が強かった。したがって「家庭の私事」に公権力はしばしば介入するのである。例えば、子の養育の義務を果さない親などから親権を剥奪する件数は年間約二万件にも上る。行政的規制は、スターリン時代には特に歪められたかたちで悪用され、例えば離婚を極端に困難にするとか、婚外子による父親の搜索を許さないといった政策もとられた。現在でも、出産を奨励する観点から、独身者・子のない者は寄生者（老後は国家を媒介に他人の子に養育されることになる）として批判され、独身・無子税（所得の五パーセント）が課されている（ただしこの税は段階的に廃止されることが一九九〇年に決った）。

家族の物質的援助については憲法も特にこのため一箇条(第五三条)を置いている。保育園等の設備の拡充、出産・児童手当、育児休暇、住宅配分の優先権等の諸制度によって、結婚・出産が奨励されている。早婚が奨励されるので、学生の八パーセントは結婚している。その他出産を奨励するための母親英雄等の勲章・称号・メダルなども定められている。

④家族強化論の問題点

家族の保護の重要性は、これまでイデオロギー的に繰り返し強調されてきたが、しかしこのことは家族が実際に十分に保護されてきたことを意味せず、今日ではむしろ、家族の保護があまりにもお粗末であったという批判もでている(ソ連ではイデオロギー的宣伝による強調が、実際には現実の立ち後れの投影であることが多い)。しかし家族強化論の問題点はむしろ次の点にある。家族強化論は家族消滅論の否定でありながら、実は後者の論理をそのまま継承しているのである。国家が家族に援助を与えたり、保育園等の公共設備を整えることによって夫婦の共働きを助けるというのは、家族消滅論の論理そのものであった。家族の保護という家族強化路線は、家族の機能を社会化することによって実は家族の消滅を促進していたのである。

家族の外的強化は、その内的紐帯をかえって弱めるという点においても、逆効果であった。国家による家族の援助は、国家と個々の市民の直接の関係を生みだし、家族の構成員相互の結合を弱めた。婚外子の保護やかつての妊娠中絶禁止政策は、人口政策の観点および弱者保護の観点からとられたのであるが、それは婚姻の強化とは矛盾していた。出産を促進するための早婚の奨励は離婚の増加を招き、家族を弱体化させた。育児施設の拡充による女性労働力の活用は労働力不足の解消に役立ったが、それは出生率を低下させ、未来の労働力の不足の原因となった。

二 ペレストロイカと家族

①家族の危機

従来から離婚の増大や出生率の低下等、家族に関わる一部の否定的現象が指摘されていたとはいえ、全体としては発展しつつあるソビエト家族というステレオタイプが一般に語られていた。しかしペレストロイカの下で家族の危機が叫ばれるようになり、さまざまな否定的現象が明らかにされるようになってきた。離婚は相変わらず多く、一九八八年の場合、人口千人につき年間三・三件であるが、この離婚率はここ一〇年ぐらい一定している。他方では婚姻は人口千人につき約一〇件であるが、八八年の場合は九・四件であり、徴減傾向にある。三組結婚すれば一組以上が離婚している計算になる。

離婚や未婚の母の出産による不完全家族が増えており、婚外子は年間約五〇万人生まれ（新生児の約一〇パーセント）、年間約七〇万人の子が新しく片親のもとで育てられている。孤児も増えており、約一一〇万人が家庭外の施設で養育されているという。これは戦時中しか考えられないような数字だという。年間少年非行で約九〇万人が補導されている。家庭内暴力も多い。夫婦関係の破綻が原因の殺人事件は、全殺人事件の中でかなり高い比重を占めている。自殺や増えている犯罪についても、不幸な家庭が原因であることが多い。母親による乳児殺しは年間約四〇〇件弱発生している。妊娠中絶は年間六五〇万件が記録されているが、実際にはその一〇倍から一五倍行われているといわれ、世界一の中絶王国になっているという。女性の重労働・有害労働などが原因で、生まれながらの身体・精神障害者も多い。事実婚・結婚拒否も徐々に増大傾向にある。性モラルの変化による性の自由化がさらに進み、売春等の否定的現象も増大している。安定した家庭の欠如が、モラルの低下、文化の低迷、労働規律の弛緩による生産性の低下等、さまざまな否定的現象の根源であるとさえいわれている。

このような家庭の危機を克服するためには、従来の外からの家族の強化ではなく、内側からの強化が必要とされている。ソ連では「家族の内的強化」といった概念化が行われているわけではない（「外的強化」という言葉もない）が、実際にはその

ような性格をもつ政策がとられてきているといえる。それには、「消費単位としての家族の強化」、「生産単位としての家族の復活」、「母の家庭への回帰」の三つがある。以下分説する。

②消費単位としての家族の強化

かつての家族消滅論においては、消費単位としての家族の存在さえ否定されていた。消費手段も含めて私的所有は一般に共同化されるべきだとみなされていたのである。その後、私的所有とは理論的に区別される個人的所有概念が登場・定着し、消費手段については個人的所有が容認され、家族は消費単位として確認されるようになった。にもかかわらず、個人的所有が一般に否定的な目で見られてきたことに変わりはない。個人的所有の拡大は、ブルジョワ的精神の温床になるとか、社会進歩に逆行するとして警戒されてきたのである（例えば一九六一年の共産党綱領に関するフルシチョフ報告）。

そこで「社会的消費ファンド」の思想・制度が登場する。消費財についても、個人・家族単位で所有するよりも、社会的消費ファンドを充実すべきだという考え方である。例えば個人所有の住宅よりも国有住宅を優先するという方法である。従来ソ連では、さまざまな制限があつて個人で住宅を建設することは困難であつた。特に都市部では、長い順番を待つて国有住宅の配分（賃貸）を受けるといふたかちでしか住宅は確保できなかった。これは、ソ連特有の国内パスポート制度・居住登録制とあいまつて、国家による家族の統制・家庭生活の国家化をもたらしたと今日では批判されている。現在住宅困窮家族は一、三六〇万世帯にのぼるといわれるが、住宅難が家族の危機を促進している面があるのである。離婚しても新住居がないため同居が続くことが多く、そのことが紛争を深刻化させる原因の一つとなっている。現在では、住宅不足を解消するために個人所有住宅の建設を促進する政策がとられるようになってきている。また住宅資産を有効に利用・維持し、併せて財政赤字の解消や過剰に流通しているルーブルの吸収策も兼ねて、国有住宅の払い下げ政策もとられることになった。

ソ連市民にとって住宅に次ぐ大きな財産は車である。ソ連では、車についても個人的所有を歓迎しない姿勢を従来とってきた。自家用車を増やすよりも、公共輸送機関を充実させるべきだという考え方である。そのため車の生産量は長期にわた

って低水準に押さえられてきたのであり、車を購入するためには、数年間待たなければならなかった。しかしこの点についても現在では反省を迫られており、「オカ」という名称の家庭用大衆車（約一〇〇万円。これまでの大衆車の半分程度の値段である）の生産が計画されている。

このように、住宅・車をはじめとする大型消費財について家庭の財産を充実させ、家族の物質的基礎を強化する政策がとられているわけである。財産によって家族を強化するという考え方は、かつてはまさにブルジョワ的な方法として唾棄されていたものなのであるが、個人的所有に対する見方が変わってきたのである。

③ 生産単位としての家族の復活

家族は消費単位として強化が画られているだけでなく、生産（サービスも含む）単位としても認知されつつある。これはベレストロイカのもとでの新しい傾向である。もともと個人営業は限られた範囲内で容認されていたのであるが、一九八六年には個人営業法が制定され、二九の業種について個人営業が公認された。またこれ以外の業種についても、法律で禁止されていない限り個人営業が許されるという原則になっている（もともと個人営業は副業としてしか認められず、当局の許可を必要とし、種々の制限もあって、実際には営業は必ずしも容易ではない）。次いで一九八八年には協同組合法が制定され、三人以上の市民が協同組合を結成し、自由に営業できることになった。これは家族経営形態の拡大版である。

また、工業・商業・農業において家族請負形態が奨励されているが、特に一九八九年の賃貸法の制定により、土地を長期間個人に賃貸し、農業の家族経営を促進することになった。さらに一九九〇年二月に制定された土地基本法は、「土地は国「有である」という伝統的規定を排し、「土地は、その地に居住する人民の財産である」という曖昧な表現に改めた（一九一七年のロシア革命後、土地はその私有ではなく「所有」そのものが廃止された。土地は空気と同じように所有の対象たりえないというわけである。土地の国が明確にされたのは、一九二二年の土地法典によってであった。新土地法は革命直後の精神を復活させたのである）。そして市民には終身土地占有権（相続できる。土地の処分はできない）が認められことになった。この制度を活用して、農業の個

人経営を行う可能性を拡大したのである。

一九九〇年三月には所有法が制定され、従来の国家的所有中心主義からの転換が画られ、多様な所有形態の発展が展望されている。そのなかで従来の個人的所有概念は「市民所有」概念に変わり、その対象には生産手段も含まれることになった。このことは社会主義所有論の原理的修正を意味する（実際には従来から個人所有の対象に生産手段が実質的には含まれていたが）。「私的所有」概念はイデオロギー的理由で拒否され、妥協的表現として「市民所有」概念が採用されたわけであるが、実質的には私有制の復活といつてよい（ただし搾取は排除する等の制約条件がついており、それを根拠に市民所有の規制強化が可能である）。近代社会において、家族が産業活動の中心になることはありえないが、農業やサービス業、特に前者については、今後家族経営の発展が期待されている。

④ 女性の家庭への回帰

ソ連で家庭が危機にある大きな原因の一つは、母親も原則として社会的労働に従事しており、家庭を返り見る余裕がないことである。労働能力ある女性の九三パーセントは働いており、労働人口の五一パーセントは女性である。ソ連は男よりも女の方が労働人口の多い唯一の国だと説明されている（実際はスエーデンもそうであるが）。

女性労働力の活用が家庭を荒廃させているという批判に対して、従来の外からの家族強化論は、保育園の充実とか、公共食堂網の拡大といった政策で対応していた（しかしそれも実際は極めて不十分だったのであるが）。しかし現在ではそのような主張は影を秘め、むしろ母親を部分的に家庭に戻すことが考慮されている。育児休暇の拡大、パートタイム制、フレックスタイム制、家庭内職制の導入等がそれである。実際にはなかなか前進していない（企業側が消極的）といわれ、例えばパートタイム労働者は母親労働者の一パーセントにとどまっているといわれる。

女性が社会的労働に従事することの是非について、一九九〇年六月に公表されたあるアンケート調査（女性のみを対象とする）の結果によれば、本人が働くか否か選択すべきである一六六%、家族・子供をもつ女性は家庭の外で働くべきではない

一七%、労働能力を有する者はすべて働くべきである——一四%、回答困難——三%である。実際に子供をもちながら働いている女性にその理由をたずねたところ、経済的事情（夫の収入だけでは生活できない）をあげるもの八〇%、物質的に独立するため——一四%、仕事が好きだから——九%（複数回答）であった。家庭の外で働くか否かは本人の選択に任せるべきだという回答が多いのであるが、しかし家庭の財政事情から考えると、実際には選択の余地は少ないということになりそうである。

また他方で、経済の自由化のなかで、女性が社会的後退を余儀なくされているという現象もみられる。ソ連ではこれまで特権階級と社会的弱者が保護されていたのであるが、ペレストロイカによる自由競争の論理の採用によって、弱肉強食の現象が現われ、一方で特権階級が後退すると同時に、他方で社会的弱者の救済問題が発生している。女性もまた社会的弱者として、困窮した状態にある。企業は独立採算制への移行に伴い、労働者の整理に関心をもつようになってきたが、その際真っ先に解雇されるのは子をもつ女性なのである。このように、その意図に反して女性は家庭に回帰することを余儀なくされるという傾向も現われているのである。また保育園が独立採算に移行し、保育料が跳ね上がったために、子を預けることが困難になるといった問題もある。他方で失業者がでるといふ状況のもとで、かつてのように労働力確保を根拠にした家族問題への人口論的アプローチは、最近では姿を消している。

⑤ 男女分業論の登場

このような状況のもとで、今ソ連では、西側先進国の大勢とは逆に男女分業論が有力になりつつある。従来のソ連では、当然にも男女の平等が叫ばれていたが、一方では不平等が根強く残存すると同時に、他方では自然法則に反する（と今日では批判されるような）平等主義がとられてきた。買い物一つをとってみても長い行列なしには何もできず、ソビエト社会における家事・育児の負担は極めて大きなものがあるが、従来その負担はほとんど女性の肩にかかっていた。職場で働きながら同時に家庭でも働かなければならないのだから大変である（家事の八五パーセントは女性によって行われており、女性は「二重の職

業」に従事していると最近よくいわれている)。そのため女性の五六%は慢性的な過労状態であると感じている。もともと専業主婦を望む女性は少なく、労働時間の短縮等の「特典」の拡大を要求する声が強い。

他方で歪んだ平等主義として、女性の重労働が現在では槍玉に上げられている。夜間労働・地下労働等の重労働に従事する女性が多い(法律違反であるが、ソ連の法律は一般にこのようにいい加減なものである)。特にペレストロイカの下で、女性労働者の多い繊維産業で、合理化のために三交代制が導入され、女性の夜勤が増えたといわれる。現代女性の夜間労働者は約四〇〇万人に及び、男性の二〜三倍という。過酷な労働条件のため、年間数百人の女性労働者が労働災害で死亡し、数千人は身体障害者になっているという。ソ連の女性評議会議長プホワは、ソ連の女性の保護政策は、西側先進国はもとより、多くの発展途上の国と比べても後れていると語っている。

革命後のソ連では、「男らしさ」、「女らしさ」といった表現自体が批判されたこともある。その結果、男女の区別なしの「中性の労働人間」が創られたといった批判も今日では行われている。確かにソ連の男には雄々しき、人間としての誇りといったものが感じられず、女には繊細さが感じられないという印象はある。ゴルバチョフ書記長は、その著作『ペレストロイカ』のなかで、「ソビエト国家が多難な局面を見事に切り抜け……てきた過程において、私たちは女性に固有な権利や要求を見過ごしてしまった。女性が母親や主婦の役割を果たすうえで必要な権利や要求、とくに子どもを教育するという重要な役目を、私たちはないがしろにしてきた。……すべてにおいて男女平等を求めた私たちのひたむきな努力が……結局のところ裏目に出してしまった」と述べ、「女性が女性としての使命を果たすことができるよう」な方法を考えることを提唱している。この文章は、育児・家事を女性の使命と考えているように受けとれる。

このような状況のなかで改めて男女の古典的分業の意義が説かれるようになってきている。一九八八年以来ソ連で美人コンテストなどが行われるようになったのも、このような文脈の上で理解することができる。最近わが国では、美人コンテストを女性差別の表れとして批判する傾向が強いが、ソ連では逆である。これまでのソ連では女性らしさを表現することが抑圧されていたのであり、美人コンテストによって女らしさを強調することは女性の復権を意味すると考えられているのである。

男女分業論の台頭に対抗して、男女平等論による抵抗もある。家事・育児が大変だといっても、なぜ女性の側だけの家庭回帰が説かれるのかという疑問の声も上っている。男も平等に家庭に回帰すべきだというのである。しかし現在のところ、男女分業論の方が有力のようである。

⑥弱い家族の登場

ペレストロイカのもとでの自由競争の論理の活用により、企業の独立採算制への移行と同じように、家族は自立した存在として、国家の援助に頼るよりも、自活の道を歩まなければならなくなった。それは一方で、家族の財産単位・経済単位としての性格を明確にし、その内的基盤を強化したが、他方で優勝劣敗の法則の支配のもとで、弱い家族の発生を必然化した。現在一人当りの最低生活費は月額七ハループル（ソ連国立銀行の決定した通常のレートで計算して約二万円）とされているが、それに満たない者が四、一〇〇万人いるとされている。約一五パーセントの家族が最低生活費以下の生活を強いられるのである。このような事情のもとで、伝統的な上からの家族強化策も改めて必要とされている。むしろ従来の家族保護政策は「シンボリック」な政策にとどまっており、実際は弱い家族がこれまで放置されていたと今日では批判されている。そのため、一九九〇年四月一〇日、ソ連連邦最高会議は、「女性の地位の改善、母性・児童の保護および家族の強化のための緊急措置について」の決定を採択し、子を持つ母親への扶助料の増額や、児童施設の整備等の対策をまとめている。こうして、一方で家族の内的強化を通してその自立を促し、膨大な財政赤字のもとで家族に対する国家の後見機能を縮小するとともに、他方で自由競争のもとで落ちこぼれた家族については国家が伝統的な外からの強化論によって保護するというのが現在の家族政策の基本線となっているのである。

参照した文献をいちいち列挙するのは煩瑣になるので、関係する拙稿と最近の基本的文献を一部示すにとどめる。

(一) 筆者は「ロシア革命における婚姻と家族」という論稿をまとめながら、未だ全文は公表していない。その内容は、次の小論に分

散して発表している。

- ① 「初期ソビエトにおける家族消滅論と自由恋愛論」(『ソ連・東欧学会年報』第一〇号、一九八一年)
- ② 「家族消滅論のイデオロギー構造」(溪内謙・荒田洋編『ネップからスターリン時代へ』木鐸社、一九八二年)
- ③ 「ソビエト事実婚主義のイデオロギー的背景—自由恋愛論を中心として」(『神戸法学雑誌』第三三卷二号、一九八三年)
- ④ 「ソ連における性の自由化と家族強化論」(『木鐸』三五号、一九八六年)
- ⑤ 家族論をめぐる種子宣子・森下敏男の質疑応答(『社会主義法研究会編『社会主義と司法』一九八七年)
- (2) 拙稿「初期ソビエトにおける家族法理論の展開(一)〜九」(『神戸法学雑誌』第三〇卷四号〜第三二卷四号、一九八一年〜八三年)
- (3) 拙稿「ソビエト婚姻法の生成と展開(上・中・下)」(『神戸法学雑誌』第三三卷三号〜第三四卷一号、一九八三〜八四年)
- (4) 拙稿「ソビエト親子法の生成と展開(一・二・三・四・五)」(『神戸法学雑誌』第三四卷四号〜三六卷二号、一九八五〜八六年)
- (5) 拙著『社会主義と婚姻形態』有斐閣、一九八八年
- (6) 種子宣子「ヘンストロイカと児童の保護」(『日本福祉大学研究紀要』第八〇号、一九八九年)
- (7) наша семья. 《Семья》, 1989г. No. 4.
- (8) Место семьи в нашем обществе, 《Семья》, 1989г. No. 11.
- (9) Насколько правдива правда о разводах?, 《Семья》, 1989г. No. 14.
- (10) Подумать о семье i. 《Семья》, 1989г. No. 15.
- (11) Семья или работа?, 《Семья》, 1989г. No. 27.
- (12) Дайте женщинам шанс, 《Известия》, 17 июля 1989г.
- (13) Без отца, 《Семья》, 1989г. No. 38.
- (14) Женщина на работе и дома, 《Известия》, 7 июня 1990г.
- (15) Женщина в свете политики, 《Правда》, 25 июня 1990г.